

# ふじみ野市自治基本条例策定市民協議会 会議録

会議名	第15回 全体会議		
開催日時	平成23年11月10日(木) 18時半～20時		
開催場所	ふじみ野市役所 本庁舎 5階 大会議室		
議長	甘粕副代表	記録	事務局
出欠 (敬称略)	<p><b>【出席者】</b>            (役員) 山根代表、甘粕副代表、大河内副代表            (企画広報部会) 宗野、水野、白鳥、            (意見収集部会) 太田、片岡、佐藤(恵)、平塚、村上、            (原案起草部会) 江口、小島、瀧澤、谷野、中山、細井 以上17名            (事務局) 暮らし安全課職員 2名</p> <p><b>【欠席者】</b>            佐藤(信)、渋谷、益丸、恩田、多田、谷川、内村、川合、坂本、岩城、小坂、西村、三浦 以上13名</p>		
傍聴者	0名		
配布資料	次第、代表挨拶、第15回運営委員会会議録、地方公共団体の条例制定権、自治基本条例を考える会シフト表(裏面 各班役割分担表)、進行用原稿、「自治基本条例を考える会」配布資料一式		
会議内容	<p>◎ 代表あいさつ            いよいよ12日から始まる「自治基本条例を考える会」の成功を期すために、本日は最終確認と決起の全体会議としたい。 他</p> <p>◎ 議題            (1) 第15回運営委員会の報告【連絡事項と議題(2)】            ● 報告に関する質疑応答            ① 住民投票をテーマにした勉強会はいつ頃に予定しているのか。講師がいなくても協議会の中で資料を読み合わせするなどの方法で勉強することもできるのではないか。            ⇒〈役員〉第一回目は12月中に開催予定。近日中に企画広報部会を開催し検討する。            ② 団体へ意見収集は具体的にどのように行うのか。せっかく先方の都合を聞いても、こちらの都合で対応できないというような事態にならないようしっかりと段取りをつけておきたい。            ⇒意見収集部会が抽出した16の団体に宛てた文書を、役員が各団体の窓口となる事務局へ持参して調整依頼をする。団体の意見収集は、一般向けよりも一回の開催に必要な人数は少数で済むはずであるので、委員の皆さんに協力をしてもらい対応をしていきたい。</p> <p>(2) 「自治基本条例を考える会」の最終確認について【運営委員会議題(1)】            ① 「反対する会」への対応について</p>		

- ・一つの意見として受けとめるという方針で、特別な対応はしない。
  - ・7日付けで協議会から「反対する会」へ返信したメール文を口頭報告。協議会委員が個々に反対する会から意見を求められることがあれば、この文章を踏まえて回答してほしい。
  - ・「反対する会」によるチラシ配布等の活動について  
活動禁止区域は、いずれの施設もすべて「敷地内」とする。(第15回運営委員会での決定を一部変更。)敷地内でチラシ配布等の活動が行われた場合には、「施設の管理者がチラシ配布等の活動を禁止している」ということを、事務局職員から「反対する会」へ伝え、やめてもらう。
- ②記録と進行について
- ・記録は簡条書きとする。
  - ・進行役は、質疑応答の時点で参加者に「発言の前には、お住まいの地域と差支えがなければお名前をおっしゃってください。」と説明する。  
(アンケートに住所記載欄があることと連動し、発言内容と地域性の関連付けができる。)
  - ・記録の用紙としてコピー用紙を事務局が用意する。
- ③市役所への苦情があった場合
- ・進行役は事前に「今日は意見を聞く場であるので、回答はしない」旨を参加者に御案内する。
  - ・どうしても納得のいかない参加者がいた場合には、事務局職員へ。事務局職員は即答することなく、後日くらし安全課に電話をするようお願いする。  
(「自治基本条例を考える会」で出された苦情に限り、担当部署への振り分けをくらし安全課が受ける。)
- ④緊急時の連絡方法
- ・委員⇒班長⇒担当副代表⇒山根代表(運営委員会の決定を一部変更)
  - ・当日急な欠員が出た場合には状況に応じて役員が対応する。
- ⑤開始時間を過ぎた後の受付体制
- ・15分くらいまで引き続き受付体制をとるのか、貼紙を貼って無人とするのかは、各班の状況判断。
- (3) その他【運営委員会議題(3)】
- ・意見収集部会から部会見直しの要請があることを受け、近日に運営委員会を開催する旨を報告。

次回予定	未定
開催場所	未定